

中小企業者向け 越前市
制度融資 要綱・様式集

令和7年度

令和7年4月

越前市産業政策課

目 次

【 要綱・様式集 】

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資及び利子補給要綱	1
越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資及び利子補給要綱 様式	9
越前市小規模企業者支援特別資金融資要綱	15
越前市小規模企業者支援特別資金融資要綱 様式	21
越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金交付要綱	23
越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金交付要綱 様式	27
債権者・受取人登録(変更)申請書	29
債権者・受取人登録(変更)申請書 記入要領	30
中小企業信用保険法の規定による認定申請書様式	31

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資及び利子補給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、越前市内の中小企業等に対し、経営に必要な資金需要を満たすため、越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資（この要綱の規定による融資をいう。以下同じ。）の方法を整備し、かつ、越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資に係る返済を行う補給対象者にこの要綱の規定による利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することで、補給対象者の金利負担を軽減して経営活動を促進し、もって地域産業の活性化に寄与することを目指す。

（融資取扱金融機関の指定）

第2条 越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資を取り扱う金融機関は、次の金融機関の市内にある支店とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 株式会社福井銀行(2) 株式会社北陸銀行(3) 株式会社福邦銀行(4) 福井信用金庫(5) 株式会社北國銀行 |
|--|

（越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の対象者）

第3条 越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の対象者は、次の表に定めるところによる。

対象者	次の各号のいずれかに該当する者であって、その他の要件の項全てに該当するもの (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。） (2) 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定するものをいう。）
-----	--

	(3) 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定するものをいう。） (4) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）の規定によるものをいう。） (5) 生活衛生同業組合（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和３２年法律第１６４号）の規定によるものをいう。）
その他の要件	その他の要件は、次の各号に定めるとおりである。 (1) 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいる者であること。 (2) 市内で引き続き１年以上継続して事業を営んでいる者であること（次号の規定に該当する場合を除く。）。 (3) 小規模企業者（中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業にあつては５人）以下の会社又は個人事業者をいう。以下同じ。）である場合は、市内で事業を営む者（事業承継される予定の者を含む。）又は３か月以内に市内で事業の開始が予定されている者であること。 (4) 市税を滞納していない者であること。 (5) 償還能力を有している者であること。 (6) 設備資金の融資を受ける者にあつては、具体的な設備計画を有し、かつ、市内に当該設備を設置するものであること。 (7) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者であること。 (8) 国又は地方公共団体による出資を受けていないこと。

（越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の内容）

第４条 越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の内容は、次の表に定めるところによる。

	運転資金	設備資金
--	------	------

		運転設備併用資金
年度内の 融資限度 額	2，000万円	3，000万円 ただし、運転設備併用資金の運 転資金に相当する部分は、1， 000万円を超えない範囲とす る。
融資期間	5年以内（据置期間6か月以 内を含む。）	10年以内（据置期間6か月以 内を含む。）
融資利率	2％	
融資の返 済方法	据置期間経過後、毎月割賦払又は一括返済とする。	
転貸の禁 止	越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資を受けた者は、これ を第三者に転貸してはならない。	
保証人、 担保物件 等	保証人、担保物件等の融資について必要な条件は、融資取扱金融 機関の定めるところによる。	
備考		
1 信用保証協会の保証付融資は、越前市中小企業等未来開拓サポート資 金融資の対象外とする。		
2 この表において「運転資金」とは、物品の仕入資金、手形決済資金、人 件費等で事業者がその事業を継続して営むために必要な資金をいう。た だし、次に掲げる資金を除く。		
(1) 株、土地投機等の投機的な資金		
(2) 転貸資金		
(3) 他の債務の返済資金		
(4) 既存融資の借り換え資金		
3 この表において「設備資金」とは、事業を円滑に、かつ、効率的に遂行 するために固定的、耐久的設備に投下される資金をいう。ただし、次に		

掲げる資金を除く。

(1) 市外に当該設備を設置するための資金

(2) 既に完済している設備に対する資金

(3) 既存融資の借り換え資金

4 この表において「運転設備併用資金」とは、運転資金及び設備資金の両方の性質を備える資金をいう。

(越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の手続)

第5条 越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資を受けようとする者は、越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資申込書（様式第1号。以下「融資申込書」という。）により融資取扱金融機関において、その手続を行うものとする。

2 融資取扱金融機関は、武生商工会議所又は越前市商工会の意見を聴いて、当該融資取扱金融機関の責任において審査を行い、越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の可否を決定する。

(越前市中小企業等未来開拓サポート資金の融資状況調査及び報告)

第6条 融資取扱金融機関は、毎月10日までに貸付状況報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の円滑な運営を図るため、融資取扱金融機関から越前市中小企業等未来開拓サポート資金の融資状況について必要な報告を求めることができる。

(利子補給金)

第7条 利子補給金の交付の要件及び内容は、次の表に定めるところによる。

補給対象融資資金	1 越前市中小企業等未来開拓サポート資金のうち、次の各号のいずれかに該当する資金 (1) 運転資金 (2) 設備資金 (3) 運転資金（併用）（運転設備併用資金のうち運転資金に相当する部分をいう。以下同じ。）
----------	---

	(4) 設備資金（併用）（運転設備併用資金のうち設備資金に相当する部分をいう。以下同じ。）						
補給対象期間	運転資金 運転資金（併用）	融資実行日から起算して3年以内					
	設備資金 設備資金（併用）	融資実行日から起算して5年以内					
利子補給金の額	次の式により算出される額（100円未満切り捨て） $\text{対象利子} \div \text{融資利率} \times \text{補給利子率}$ この式において、対象利子、融資利率及び補給利子率は、それぞれ次に掲げるとおりとする。 (1) 対象利子 補給対象期間内において支払うべき利子の額のうち、毎年1月1日から12月31日までの支払利子額（延滞利子等を除く。） (2) 融資利率 第4条の表の融資利率の項に定める率 (3) 補給利子率 次の表に定める率 <table><tr><td>運転資金</td><td rowspan="4">1.5%</td></tr><tr><td>運転資金（併用）</td></tr><tr><td>設備資金</td></tr><tr><td>設備資金（併用）</td></tr></table>		運転資金	1.5%	運転資金（併用）	設備資金	設備資金（併用）
運転資金	1.5%						
運転資金（併用）							
設備資金							
設備資金（併用）							
	なお、対象利子は例示する次のとおりである。 例示						

補給対象及び条件	利子補給金の交付の対象となる者及び条件は、次のとおりとする。	
	対象者	条件
	まちづくり武生株式会社からまちなか出店促進支援事業助成金の交付決定を受けている者	融資申込日の1年前の日から初回申請を行う日までにまちなか出店促進支援事業助成金の交付決定を受け、次条第3号の規定により当該交付決定通知書の写しを提出していること。
	越前市健康すまいる事業の取組達成事業所の認定(以下「認定」という。)を受けている者(利子補給金の交付決定を受けた者が、その後に取り消された場合を除く。)	次条第3号の規定により越前市健康すまいる事業取組達成事業所認定証の写しを提出すること。
	越前市輝く女性活躍応援団の登録がある者	次条第3号の規定により越前市輝く女性活躍応援団賛同事業所登録通知書の写しを提出すること。
	福井県「社員ファースト企業」宣言の登録事業所である者	次条第3号の規定により福井県「社員ファースト企業」宣言書の写しを提出すること。
	環境省「脱炭素アドバイザー」を正社員雇用している者	次条第3号の規定により「脱炭素アドバイザー」の資格者証及び雇用者を証する書類を提出すること。

(利子補給金の交付申請)

第 8 条 利子補給金の交付を受けようとする者は、越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資利子補給金交付申請書兼請求書（様式第 3 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、毎年 2 月末日までに市長に提出しなければならない。

（1）融資取扱金融機関発行の返済額一覧表の写し及び支払利息証明書

（2）市税の納税証明書（完納証明書）（ただし、市税等の納付状況を市長が確認することについて同意する場合は、この提出を省略することができる。）

（3）前条の規定による利子補給金の補給条件に該当することを証明する書類（その写しを含む。）

（利子補給金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査を行い、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、利子補給金を交付しないことに決定したときは、その旨及び理由を越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資利子補給金不交付通知書（様式第 4 号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

（利子補給金の交付決定の取消し等）

第 10 条 市長は、利子補給金の交付決定を受けた者又は既に交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、及び利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

2 市長は、利子補給金の返還を求める際は、加算金及び延滞金を付さないものとする。

（手続の併合）

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により利子補給金の交付を決定した場合は、越前市補助金等交付規則（平成 17 年越前市規則第 50 号）第 6 条の規定による補助金等交付決定通知書及び同規則第 14 条の規定による補助金等確定通知書による通知はあったものとみなし、第 8 条第 1 項の規定により提出された申請書は、同規則第 13 条に定める補助金等実績報告書とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 1 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する日後においても、補給対象期間がなお残存している越前市中
小企業等未来開拓サポート資金融資を受けている補給対象者は、当該補給対象
期間が満了する日が属する年度の 2 月末日までにおいては、利子補給金の申請
を行うことができる。この場合において、第 9 条及び第 1 1 条の規定は、なお
効力を有する。

4 第 1 0 条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なお効力
を有する。

様式第1号（第5条関係）（表面）

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資申込書

融資取扱金融機関の長 殿年 月 日

住 所 (所在地)			事業所名		
電 話			ふりがな		
開業年月日	年 月 日		代表者氏名		
業 種					
許 認 可	要 ・ 不要		生年月日	年 月 日	
融 資 取 扱 金 融 機 関	支店・営業部		資 本 金	千円	
			従 業 員	常時	人
臨時	人				
家族	人				
資 金 使 途	1 運転資金 2 設備資金 3 運転設備併用資金 (運転 千円・設備 千円) ※運転資金は1,000万円まで		資金需要、設備投資計画（投資金額、新規雇用者計画数等）の概要、積算基礎等を具体的に記入してください。 ※利子補給の補給対象確認にも必要となる場合があります。		
融資申込額	千円		(信用保証協会の保証付融資は、本融資の対象になりません。)		
借入期間	年(うち か月据置)				
借入希望日	年 月 日				
本制度融資 の利用状況	年度	金 額			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円	融資実行日	年 月 日	
		千円	最終返済日	年 月 日	

本融資申込みに当たり、円滑に制度を運営するため、市と融資取扱金融機関と武生商工会議所又は越前市商工会とが申込人に係る情報を相互に提供し、及び提供を受けることについて、あらかじめ同意します。

利子補給の要件を満たさない場合は、利子補給金の交付を受けられないことについて、あらかじめ同意します。

(事業の開始が予定されている者のみ) 本融資申込みに当たり、申込日から3か月以内に開業することを宣誓します。

(商工会議所・商工会意見欄)

(1) 申込者が、引き続き1年以上同一事業を営んでいることについて 確認した・確認できない

(2) 本融資の対象者になること（第3条関係）及び年度内の融資限度額（第4条関係）について 確認した・確認できない

(3) 本申込みに係る融資の必要妥当性について 認める・認められない

上記のとおり確認しました。

年 月 日 印

経営指導員 印

付記事項

※次のことが分かる書類を提出してください（写し可）。

(1) 市税を滞納していない者であること（完納証明書）。

(2) 償還能力を有している者であること（返済予定表など）。

(3) 設備資金の融資を受ける者にあつては、具体的な設備計画を有し、かつ、市内に当該設備を設置する者であること（見積書、契約書、設計図など）。ただし、既に支払済みのもの及び手形で支払を行うものについては、設備資金の融資の対象外とする。

(4) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者であること。

(5) 利子補給金交付条件に該当することを証明する書類（その写しを含む。）

※融資取扱金融機関記入欄

補給対象条件 (1 既に対象である ・ 2 対象予定)

補給対象条件事業 ()

利子補給の種類	
運転	3年1.5%
設備	5年1.5%

貸付利率	年 %
------	-----

9

補給対象条件一覧

	補給対象		市役所 提出書類
1	まちなか出店促進支援事業助成金 対象企業	まちづくり武生㈱から、融資申込日の1年前の日から初回申請を行う日までに、助成金の交付決定を受けていること。	交付決定通知書の写し
2	越前市健康すまいる事業 取組達成事業所	初回申請を行う日までに、認定を受けていること。	認定証の写し
3	越前市輝く女性活躍応援団行動宣言への賛同 登録事業所	融資申込時に、登録されていること。	登録通知書の写し
4	福井県「社員ファースト企業」宣言 登録事業所	融資申込時に、県HPに掲載があること。	宣言書の写し
5	環境省「脱炭素アドバイザー」 配置事業所	融資申込時に資格取得者を正社員雇用していること。	資格者証・雇用者を証する書類

各助成金、制度に関する問合せ先は次のとおりです。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| 1 | まちづくり武生㈱ | 0778-25-6802 |
| 2 | 健康増進課 | 0778-24-2221 |
| 3 | 市民協働課 | 0778-22-3293 |
| 4 | 産業政策課 | 0778-22-3047 |
| 5 | 環境政策課 | 0778-22-5342 |

補給年数と補給率は、次の表のとおりです。

なお、利子補給時に補給対象条件に該当することを証明する書類の提出がされなかった場合、利子補給はできません。

利子補給の種類	
運転	3年1.5%
設備	5年1.5%

年 月 日

越前市長 殿

融資取扱金融機関名 _____

貸付状況報告書（ 月分）

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資の貸付状況を次のとおり報告します。

償還残額	前月末までの累計	A 件	ア 千円
貸付額	当月中	B 件	イ 千円
	当年度の累計	件	千円
償還額	当月中	件	ウ 千円
	上記の内完済分	C 件	千円
償還残額	当月までの累計	A + B - C 件	ア + イ - ウ 千円

当月償還額のうち完済分内訳

貸付先（商号）	貸付額（千円）	貸付期間	完済年月日	完済区分
		～		1・2・3
		～		1・2・3
		～		1・2・3
		～		1・2・3
		～		1・2・3

※ 完済区分 1 期限前完済 2 期日完済 3 期限経過後完済

年 月 日

越前市長 殿

事業所住所

名称（屋号）

代表者役職氏名
（事業主氏名）

日中連絡のつく電話番号

（法人格がない場合）

事業主の住所

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資利子補給金交付申請書兼交付請求書

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資及び利子補給要綱第8条の規定に基づき、借入金額に対し利子の補給を受けたいので、利子補給金の交付を下記のとおり申請し、請求します。

また、この交付申請に当たり、当社（法人格がない場合は事業主）の市税等の納付状況を市長が確認することに同意します。

記

資 金 用 途	1 運転資金	2 設備資金	3 運転設備併用資金
借入金額及び金利	千円（年利 %） ※併用の場合、内訳（運転 千円 設備 千円）		
利子補給金振込先	銀行・信用金庫		支店・ 営業部
	普通・当座 口座番号		
	口座名義人（カタカナで記入）		
交付請求額	金 円		
補給対象条件	補給対象条件 （下の枠内から選んで番号を記入） ※申請毎に必要な書類の添付が必要です。2回目以降の申請であっても、書類の添付が無い場合、利子補給はできませんのでご注意ください。		

添付書類

- 融資取扱金融機関発行の返済額一覧表の写し及び支払利息証明書
- 市税の納税証明書（完納証明書）
（※上記により市税納付状況確認の同意をするときは、不要）
- 補給対象条件に該当することを証明する書類（その写しを含む。）

※補給対象条件	利子補給の種類	
1 まちなか出店促進支援事業助成金 対象企業	運転	3年 1.5%
2 越前市健康すまいる事業 取組達成事業所		
3 越前市輝く女性活躍応援団行動宣言への賛同 登録事業所	設備	5年 1.5%
4 福井県「社員ファースト企業」宣言 登録事業所		
5 環境省「脱炭素アドバイザー」 配置事業所		

詳しくは、裏面の補給対象条件一覧をご参照ください。

補給対象条件一覧

	補給対象		市役所 提出書類
1	まちなか出店促進支援事業助成金 対象企業	まちづくり武生㈱から、融資申込日の1年前の日から初回申請を行う日までに、助成金の交付決定を受けていること。	交付決定通知書の写し
2	越前市健康すまいる事業 取組達成事業所	初回申請を行う日までに、認定を受けていること。	認定証の写し
3	越前市輝く女性活躍応援団行動宣言への賛同 登録事業所	融資申込時に、登録がされていること。	賛同事業所登録通知書の写し
4	福井県「社員ファースト企業」宣言 登録事業所	融資申込時に、県HPに掲載されていること。	宣言書の写し
5	環境省「脱炭素アドバイザー」 配置事業所	融資申込時に、資格取得者を正社員雇用していること。	資格者証・雇用者を証する書類

各助成金、制度に関する問合せ先は次のとおりです。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| 1 | まちづくり武生㈱ | 0778-25-6802 |
| 2 | 健康増進課 | 0778-24-2221 |
| 3 | 市民協働課 | 0778-22-3293 |
| 4 | 産業政策課 | 0778-22-3047 |
| 5 | 環境政策課 | 0778-25-6802 |

補給年数と補給率は、次の表のとおりです。

なお、利子補給時に補給対象条件に該当することを証明する書類の提出がされなかった場合、利子補給はできません。

利子補給の種類	
運転	3年 1.5%
設備	5年 1.5%

第 号
年 月 日

様

越前市長

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資利子補給金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった越前市中小企業等未来開拓サポート資
金融資利子補給金の交付について下記の理由により不交付としたので通知します。

記

（理由）

越前市小規模企業者支援特別資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の定める小口零細企業保証制度を利用し、市内の小規模企業者に必要な資金の融資を行うことにより、小規模企業者の事業の円滑化、商工業の振興に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項で定めるものをいう。

(2) 運転資金 物品の仕入資金、手形決済資金、人件費等で事業者がその事業を継続して営むために必要な資金をいう。ただし、次に掲げる資金を除く。

ア 株、土地投機等の投機的な資金

イ 転貸資金

ウ 他の債務の返済資金

エ 既存融資の借り換え資金

(3) 設備資金 事業を円滑に、かつ、効率的に遂行するために固定的、耐久的設備に投下される資金をいう。ただし、次に掲げる資金を除く。

ア 市外に当該設備を設置するための資金

イ 既に支払済みの設備に対する資金

ウ 既存融資の借り換え資金

(融資金の名称及び用途)

第3条 融資金の名称は越前市小規模企業者支援特別資金とし、その用途は市内の小規模企業者が運転資金若しくは設備資金又はこれらの資金を併用したものに活用するものとする。

(融資の対象)

第4条 前条の資金の融資を受けることのできる者は、小規模企業者であって次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいること。

- (2) 市内で引き続き 1 年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 越前市の市税に滞納がないこと。
- (4) 償還能力を有していること。
- (5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者であること。

(融資取扱金融機関)

第 5 条 融資取扱金融機関は、別表第 1 に定めるものとし、市内の当該金融機関における本店又は支店において取扱うものとする。

(融資の内容)

第 6 条 融資の内容は、別表第 2 に定めるところによる。

(融資申込手続)

第 7 条 融資の申込者は、越前市小規模企業者支援特別資金融資申込書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、融資取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 市税に滞納がない旨の証明書
- (2) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、当該許可、免許、登録証等の写し
- (3) 設備資金にあつては、見積書又は契約書の写し及び平面図、立面図、パンフレット等
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長、融資取扱金融機関及び福井県信用保証協会が必要と認める書類

(融資の実施)

第 8 条 融資取扱金融機関は、前条の規定により融資に必要な書類の送付を受けたときは、速やかにその適否を審査し、適当と認めたときは、武生商工会議所又は越前市商工会に提出するものとする。

2 武生商工会議所又は越前市商工会は、提出書類を審査し、内容が適当と認めた場合は、証明を付して交付するものとする。

3 交付を受けた融資取扱金融機関は、福井県信用保証協会の小口零細企業保証制度を付して、融資を行うものとする。

4 融資後、融資取扱金融機関は、申込書類一式を市長に提出するものとする。

ただし、前条第4号の委任状の原本は福井県信用保証協会が保管するものとし、その写しを武生商工会議所又は越前市商工会及び市長に提出するものとする。

(融資状況報告)

第9条 融資取扱金融機関は、融資実績等を毎月集計し、翌月10日までに貸付状況報告書(様式第2号)により市長に報告するものとする。

(資金使途等の調査)

第10条 市長は、融資後必要に応じて融資先の資金使途等の実態について調査することができる。

(融資金の取消し等)

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を取消し、若しくは融資額を変更し、又は融資金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽の申込みによって融資を受けたとき。

(2) 事業を休廃業したとき。

(3) 融資金を目的以外に使用したとき。

(4) 正当な理由なく、融資金の償還を怠ったとき。

(5) 融資の対象となった物件を他に譲渡又は転貸したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(利子補給金)

第12条 市長は、融資に対し、越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金交付要綱(平成24年4月1日施行)で定めるところにより、利子補給金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までの融資については、この要綱の規定は、なおその効力を有するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて融資を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(越前市小規模企業者支援特別資金融資補給金交付要綱の一部改正)

- 2 越前市小規模企業者支援特別資金融資補給金交付要綱の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

融資取扱金融機関名
株式会社福井銀行
株式会社北陸銀行
株式会社福邦銀行
福井信用金庫
株式会社北國銀行

別表第 2（第 6 条関係）

資金名称	越前市小規模企業者支援特別資金
資金使途	運転資金、設備資金、運転・設備併用資金
融資限度額	2, 0 0 0 万円 信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、2, 0 0 0 万円の範囲内となるものに限る。
融資期間	7 年以内（据置 6 か月を含む。）
融資利率	福井県中小企業育成資金（小口）の利率に準じる。
償還方法	割賦による元金均等償還とし、6 カ月以内に据置くことができる。
信用保証	福井県信用保証協会の小口零細企業保証を付すこと。
担保・保証人	福井県信用保証協会の定めによる。

越前市小規模企業者支援特別資金融資申込書

越前市長

融資取扱金融機関の長 様

年 月 日

住 所 (所在地)			事業所名		
電 話			ふりがな		
開業年月日	年	月	日		
業 種			代表者氏名		
許 認 可	要 ・ 不要		生年月日	年	月 日
融資取扱 金融機関	支 店・営業部		資本金	千 円	
資金使途	1 運転資金 2 設備資金		従業員	常時	人
	3 運転設備併用資金			臨時	人
	(運転 千円・設備 千円)			家族	人
融資申込額	千円		資金使途明細（資金需要の内容、金額、積算基礎等を、具体的に記入してください。）		
借入期間	年(うち 箇月据置)				
借入希望日	年	月 日			
市融資制度 の利用状況	年度	金 額			
		千円			
		千円			
		千円	融資実行日	年	月 日
		千円	最終返済日	年	月 日
本融資申込みに当たり、円滑に制度を運営するため、市と融資取扱金融機関と武生商工会議所又は越前市商工会及び福井県信用保証協会とが申込人に係る情報を相互に提供し、及び提供を受けることについて、あらかじめ同意します。 商工会議所・商工会記載欄 ☐ 市内において引き続き 1 年以上事業を営んでいる小規模企業者である。 ☐ 融資取扱金融機関において、融資限度額の範囲内の融資申し込みであることを確認している。 [信用保証協会の保証付融資残高 千円] 当該融資申込者は、越前市小規模企業者支援特別資金融資要綱の融資対象者に該当し、適当なものと認めます。 年 月 日 印					

次のことが分かる書類を提出してください（写し可）

- (1) 市税を完納している者であること（市税に滞納なしの証明書など）。
- (2) 償還能力を有している者であること（返済予定表など）。
- (3) 設備資金の融資を受ける者にあつては、具体的な設備計画を有し、かつ、市内に当該設備を設置する者であること（見積書、契約書、設計図など）。ただし、既に支払済みのもの及び手形で支払を行うものについては、設備資金の融資の対象外とする。
- (4) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者であること。
- (5) その他、金融機関が認める書類

※融資取扱金融機関記入欄

貸付利率	年 %
信用保証協会の保証付融資残高	千円

年 月 日

越前市長 殿

融資取扱金融機関名

貸付状況報告書（ 月分）

越前市小規模企業者支援特別資金融資の貸付状況を次のとおり報告します。

償還残額	前月末までの累計	A 件	ア 千円
貸付額	当月中	B 件	イ 千円
	当年度の累計	件	千円
償還額	当月中	件	ウ 千円
	上記の内完済分	C 件	千円
償還残額	当月までの累計	A + B - C 件	ア + イ - ウ 千円

当月償還額のうち完済分内訳

貸付先（商号）	貸付額（千円）	貸付期間	完済年月日	完済区分
		～		1・2・3
		～		1・2・3
		～		1・2・3
		～		1・2・3
		～		1・2・3

※ 完済区分 1 期限前完済 2 期日完済 3 期限経過後完済

越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市小規模企業者支援特別資金融資要綱（平成24年4月1日施行。以下「融資要綱」という。）第12条の規定に基づく補給金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項で定めるものをいう。
- (2) 利子補給金 融資要綱に定める融資を受けた小規模企業者が融資取扱金融機関に支払った利子に対して交付する市の補助金をいう。
- (3) 融資取扱金融機関 融資要綱別表第1に定める融資取扱金融機関をいう。

(利子補給金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれも満たす者に対し、予算の範囲内において、利子補給金の総額のうち申請を行った年度の4月1日が属する年に係る部分を交付する。

- (1) 越前市小規模企業者支援特別資金の融資を受けたこと。
- (2) 融資金の返済について契約に基づき確実に元金及び利子（元金据え置き期間内にあっては、利子）の返済を行っていること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(利子補給金の期間)

第4条 利子補給金の期間は、融資を受けた日から起算して1年以内とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の総額は、次条第1号の規定により提出された償還予定表の写しにより算定される支払うべき利子のうち、利子補給金の期間に係る部分とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、越前市小規模企業者支援特別

資金利子補給金交付申請書兼交付請求書（様式第1号。以下「利子補給金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、毎年2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 取扱金融機関発行の返済額一覧表の写し及び支払利息証明書

(2) 市税に滞納がない旨の証明書（市税等の納付状況を市長が確認することについて同意する場合は、この提出を省略することができる。）

（利子補給金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査を行い利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利子補給金の交付をしない決定をしたときに限り、速やかに越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金不交付通知書（様式第2号）により結果を当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、利子補給金の交付決定を受けた者又は既に交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

2 市長は、利子補給金の返還を求める際は、加算金及び延滞金を付さないものとする。

（手続の併合）

第9条 第7条第1項の規定により利子補給金の交付を決定した場合は、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）第6条の規定による補助金等交付決定通知書及び同規則第15条の規定による補助金等確定通知書による通知はあったものとみなし、第6条の規定により提出された申請書は、同規則第13条に定める補助金等実績報告書とみなす。

（利子補給金の額の維持）

第10条 利子補給金の額は、返済途中に融資期間の延長、返済額の変更等の条件変更その他のことにより支払利子額が利子補給金の最初の交付決定時に算

定された額より増額した場合においても、これを増額しない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項に規定する日が属する年度に利子補給金の交付申請を行った者であって、この要綱の失効により、その翌年度において当該交付申請と同一の融資に係る利子補給金の交付申請を行うことができなくなった場合については、同日が属する年度の翌年度においても当該交付申請を行うことができる。この場合において、利子補給金に関する規定は、なお効力を有するものとする。

4 利子補給金の返還に関する規定の適用については、この要綱の失効後においても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて融資を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の越前市中小企業緊急経営安定対策利子補給金等交付要綱附則第 2 項の規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 3 月 31 日までに実行された越前市小規模企業者支援特別資金融資要綱の規定による融資に係る信用保証料補給金の交付については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 信用保証料補給金の返還に関する規定の適用については、この要綱の改正後においても、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

年 月 日

越前市長 殿

事業所住所

名称（屋号）

代表者役職氏名
（事業主氏名）

日中連絡のつく電話番号

（法人格がない場合）
事業主の住所

越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金交付申請書兼交付請求書

越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金交付要綱第 6 条の規定に基づき、借入金額に対し利子の補給を受けたいので、利子補給金の交付を下記のとおり申請し、請求します。

また、この交付申請に当たり、当社（法人格がない場合は事業主）の市税等の納付状況を市長が確認することに同意します。

記

資 金 用 途	1 運転資金	2 設備資金	3 運転設備併用資金
借入金額及び金利	円（年利 %） ※併用の場合、内訳（運転 円 設備 円）		
利子補給金振込先	銀行・信用金庫		支店・ 営業部
	普通・当座 口座番号		
	口座名義人（カタカナで記入）		
交付請求額	金		円

添付書類

- 融資取扱金融機関発行の返済額一覧表の写し及び支払利息証明書
- 市税の納税証明書（完納証明書）

（※上記により市税納付状況確認の同意をするときは、不要）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

越前市長

越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった越前市小規模企業者支援特別資金利子補給金の交付について下記の理由により不交付としたので通知します。

記

（理由）

債権者・受取人登録（変更）申請書

越前市長 様

令和 年 月 日

区 分	1 新規	変更箇所	1 申請者名称	2 住所	登録番号													
	2 廃止		3 口座Ⅰ	4 口座Ⅱ														
	3 変更	変更日	平成 年 月 日	令和 年 月 日	担当課 担当者													

下記のとおり申請します。

なお、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書を提出します。

申請者 名称	法人・個人名	(フリガナ)															申請者（代表者）印				
	支店名	(フリガナ)															法人印				
	代表者 (役職名・氏名)	(フリガナ)																			
	住 所	郵便番号	〒															請求書に押す印を 押してください。			
住 所		都・道 府・県																			
方 書																	生年月日				
電話番号																			昭 平	年	月
口 座 Ⅰ	金融機関番号	金融機関 コード							支店コード						※生年月日は、源泉徴収票の発行に 必要な場合に記入してください。						
	金融機関名	銀行・信金 金庫・農協															本店・支店 本所・支所・出張所				
	預金種別	1 普通 2 当座		3 その他		口座番号 (右づめ)															
	口座名義 (カタカナ)																				

※上の太枠の中をすべてご記入ください。また、「口座名義」は、通帳を確認のうえカタカナでご記入ください。ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店番（3桁）、口座番号（7桁）をご記入ください。

※工事の前払金の場合は、下の口座Ⅱもご記入ください。

※記載内容は、越前市・南越消防組合・南越清掃組合からの支払に関する業務以外には使用しません。

※5年以上登録内容による支払いがなかった場合は、登録無効となります。

口 座 Ⅱ	金融機関番号	金融機関 コード							支店コード											
	金融機関名	銀行・信金 金庫・農協															本店・支店 本所・支所・出張所			
	預金種別	普通				口座番号 (右づめ)														
	口座名義 (カタカナ)																			

受付日		財務課		入力	処理日		点検	
-----	--	-----	--	----	-----	--	----	--

債権者・受取人登録（変更）申請書【記入要領】

債権者・受取人登録（変更）申請書は、越前市・南越消防組合・南越清掃組合から支払を受けるために必要となるものですので、記入要領を参照のうえ、申請書に必要事項を正確にご記入ください。

また、登録された住所・氏名などにより、口座振替済通知書（ハガキ）等を作成します。

この申請書に記入する「申請者名称」「住所」「口座Ⅰ」「口座Ⅱ」は、申請者自身について書いてください。申請者と違う方の住所、口座は登録できませんので、ご注意ください。

登録内容に変更があったとき、登録を廃止するときは、関係する担当課へ速やかに申請してください。

また、申請書に記載された個人情報、越前市・南越消防組合・南越清掃組合からの支払に関する業務以外には使用しません。

変更申請の場合は、「変更箇所」に○、「変更日」も記入してください。

個人営業で店舗名（△△店など）がある方や、法人格のない団体名（〇〇協議会など）は、この欄に記入してください。

個人、個人営業主の方は、氏名を記入してください。

法人や法人格のない団体の場合は、代表者役職名（肩書き）と氏名を記入してください。

【口座Ⅰ】

- 通帳等を確認のうえ、正確に記入してください。
- 通帳の写し等を一緒に提出してください。
- 金融機関コードは、振込先である銀行コード、支店コードを記入してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、「振込用」の店名（3桁）、口座番号（7桁）を記入してください。

債権者・受取人登録（変更）申請書

越前市長 様

令和 年 月 日

1	新規	2	1 申請者名称	2 住所	3 口座Ⅰ	4 口座Ⅱ	5 その他（ ）	
2	廃止	3	変更箇所					
3	変更	4	変更日	令和 年 月 日				

※ 市記入欄 ※

下記のとおり申請します。記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書を提出します。

申請者名称	法人名（フリガナ） 個人名	申請者（代表者）印
支店名	代表者（役職名・氏名）	
郵便番号	〒	
住所	都・道 府・県	
電話番号	生年月日（※個人のみのみ） 昭和 平成 年 月 日	
金融機関コード	銀行コード	支店コード
金融機関名	銀行・信金 金庫・農協	本店・支店 本所・支所・出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号（右つめ）
口座名義（カタカナ）		

※上の太枠内をすべて記入してください。通帳の写し等、口座振替が分かるものを添付してください。

※工事の前払金の場合は、下の口座Ⅱもご記入ください。

※記載内容は、越前市・南越消防組合・南越清掃組合からの支払に関する業務以外には使用しません。

※5年以上登録内容による支払いがなかった場合は、登録無効となります。

金融機関コード	銀行コード	支店コード
金融機関名	銀行・信金 金庫・農協	本店・支店 本所・支所・出張所
預金種別	普通	口座番号（右つめ）
口座名義（カタカナ）		

※ 市記入欄 ※

2021年4月版

法人の場合は、契約書等に使用している印を、朱肉で鮮明に押してください。

個人の方は、押印不要です。

住所は、都道府県、市区町村、字名まで記入してください。

方書は、アパート、マンション、ビル名、〇〇様方等を記入してください。

【口座Ⅱ】

土木建設関連の業者で、公共工事等の前払金を受けるために、「口座Ⅰ」とは別の普通預金口座を設けている時に記入してください。

金融機関コード（例）

金融機関名	金融機関コード	金融機関名	金融機関コード
(株)福井銀行	0147	北陸労働金庫	2970
越前たけふ農業協同組合	6853	(株)ゆうちょ銀行	9900
(株)北陸銀行	0144	北國銀行	0146
福井信用金庫	1470	福井県農業協同組合	6785
(株)福邦銀行	0537	(順不同)	

本市指定金融機関又は収納代理金融機関を掲げましたが、
その他金融機関コードについては、お調べください。

【問合せ】
請求や取引内容等について… 関係する担当課へ
申請書の記入について… 越前市会計課へ
電話 0778-22-3664

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は_____が、年 月 日_____の申立てを行ったことにより、
下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりま
すので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 _____に対する売掛金 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円
- 2 _____に対する取引依存度 _____ % (A / B)
- A 年 月 日から 年 月 日までの _____ に
対する取引額等 _____ 円
- B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対し
て、保証の申込みを行うことが必要です

越産第 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

経営安定関連保証２号の様式例集（令和６年１２月以降）

○告示内容により使用できる様式が異なります。

事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を行っている場合の様式例	様式第２－①－イ
事業活動の制限を行っている事業者と間接的に取引を行っている場合の様式例	様式第２－①－ロ
事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する場合の様式例	様式第２－①－ハ
指定事業者が金融機関である場合	様式第２－②

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書（①-イ）

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は 年 月 日から 年 月 日 から 年 月 日 に行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 事業開始年月日 年 月 日
- 2 に対する取引依存度 % (A/B)
- A 年 月 日から 年 月 日までの 対する取引額等 円
- B 上記期間中の全取引額等 円
- 3 売上高等
- (イ) 最近1か月間の売上高等
- 減少率 % (実績)
- $$\frac{D - C}{D} \times 100$$
- C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (年 月) 円
- D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 (年 月) 円
- (ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等
- 減少率 % (実績見込み)
- $$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$
- E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円
- F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書（①-一口）

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は_____が、年 月 日から_____を行っていることにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 ○○○○○○に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの○○○○○○○に
関連する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 % (実績)

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

(年 月) 円

D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

(年 月) 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等

(年 月 ~ 年 月) 円

F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月) 円

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書（①-ハ）

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は_____が、年 月 日から_____を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 _____%（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

（年 月）

円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（年 月）

円

（ロ）（イ）の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 _____%（実績見込み）

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

（年 月～年 月）

円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（年 月～年 月）

円

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

（注）信用保証協会への申込期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書(②)

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は_____が、年 月 日から_____を行ったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇〇〇からの借入金残高の割合
_____ % (A / B)

A 年 月 日の〇〇〇〇〇〇からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

経営安定関連保証３号の様式例集（令和６年１２月以降）

通常の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第３－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第３－②
創業者等の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合	様式第３－③
	指定業種と非指定業種を営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合	様式第３－④
	指定業種に属する事業のみを営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合	様式第３－⑤
	指定業種と非指定業種を営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合	様式第３－⑥

認定権者記載欄		

様式第3-①

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は表に記載する業を営んでいるが、_____の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 % (実績)

$\frac{B-A}{B}$

$\times 100$

A : 災害等の発生における最近1か月間の売上高等

(年 月)

円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

(年 月)

円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D}$

$\times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第

号

年

月

日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間

年

月

日から

年

月

日まで

認定権者記載欄		

様式第3－②

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 (名称及び代表者の氏名) _____

私は表に記載する業を営んでいるが、_____の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等 _____ 年 月 日

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等
(年 月)

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等
(年 月)

指定業種の減少率 % (実績)

全体の減少率 % (実績)

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月 ~ 年 月)

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等
(年 月 ~ 年 月)

指定業種の減少率 % (実績見込み)

全体の減少率 % (実績見込み)

指定業種の見込み売上高等 円

全体の見込み売上高等 円

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

39

認定権者記載欄		

様式第3-⑤

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書 年 月 日 越前市長 殿 申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 私は表に記載する業を営んでいるが、_____の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。 (表) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日 2 (1) 売上高等 _____ (イ) 最近1か月間の売上高等 _____ 減少率 _____ % (実績) $\frac{B-A}{B} \times 100$ A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等 _____ 円 (年 月) B：災害等の発生直後3か月間の月平均売上高等 _____ 円 (年 月 ~ 年 月) (ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み _____ 減少率 _____ % (実績見込み) $\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$ C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円 (年 月 ~ 年 月) D：災害等の発生直後3か月間の売上高等 _____ 円 (年 月 ~ 年 月) 3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 _____ (留意事項) ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。								

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

認定権者記載欄		

様式第3-⑥

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書 年 月 日 越前市長 殿 申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 私は表に記載する業を営んでいるが、<u> </u>の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。 (表) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 <u> </u> 年 月 日 2 (1) 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> $\frac{B-A}{B} \times 100$ A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等 (年 月) B：災害等の発生直後3か月間における月平均売上高等 (年 月～ 年 月) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="0"> <tr> <td>指定業種の減少率</td> <td>% (実績)</td> </tr> <tr> <td>全体の減少率</td> <td>% (実績)</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> (ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> $\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$ C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月～ 年 月) D：災害等の発生直後3か月間の売上高等 (年 月～ 年 月) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="0"> <tr> <td>指定業種の減少率</td> <td>% (実績見込み)</td> </tr> <tr> <td>全体の減少率</td> <td>% (実績見込み)</td> </tr> <tr> <td>指定業種の見込み売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の見込み売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> 3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 (留意事項) ① 本様式は業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。								$\frac{B-A}{B} \times 100$ A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等 (年 月) B：災害等の発生直後3か月間における月平均売上高等 (年 月～ 年 月)	<table border="0"> <tr> <td>指定業種の減少率</td> <td>% (実績)</td> </tr> <tr> <td>全体の減少率</td> <td>% (実績)</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> </table>	指定業種の減少率	% (実績)	全体の減少率	% (実績)	指定業種の売上高等	円	全体の売上高等	円	指定業種の売上高等	円	全体の売上高等	円	$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$ C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月～ 年 月) D：災害等の発生直後3か月間の売上高等 (年 月～ 年 月)	<table border="0"> <tr> <td>指定業種の減少率</td> <td>% (実績見込み)</td> </tr> <tr> <td>全体の減少率</td> <td>% (実績見込み)</td> </tr> <tr> <td>指定業種の見込み売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の見込み売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> </table>	指定業種の減少率	% (実績見込み)	全体の減少率	% (実績見込み)	指定業種の見込み売上高等	円	全体の見込み売上高等	円	指定業種の売上高等	円	全体の売上高等	円
$\frac{B-A}{B} \times 100$ A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等 (年 月) B：災害等の発生直後3か月間における月平均売上高等 (年 月～ 年 月)	<table border="0"> <tr> <td>指定業種の減少率</td> <td>% (実績)</td> </tr> <tr> <td>全体の減少率</td> <td>% (実績)</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> </table>	指定業種の減少率	% (実績)	全体の減少率	% (実績)	指定業種の売上高等	円	全体の売上高等	円	指定業種の売上高等	円	全体の売上高等	円																						
指定業種の減少率	% (実績)																																		
全体の減少率	% (実績)																																		
指定業種の売上高等	円																																		
全体の売上高等	円																																		
指定業種の売上高等	円																																		
全体の売上高等	円																																		
$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$ C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月～ 年 月) D：災害等の発生直後3か月間の売上高等 (年 月～ 年 月)	<table border="0"> <tr> <td>指定業種の減少率</td> <td>% (実績見込み)</td> </tr> <tr> <td>全体の減少率</td> <td>% (実績見込み)</td> </tr> <tr> <td>指定業種の見込み売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の見込み売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定業種の売上高等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>全体の売上高等</td> <td>円</td> </tr> </table>	指定業種の減少率	% (実績見込み)	全体の減少率	% (実績見込み)	指定業種の見込み売上高等	円	全体の見込み売上高等	円	指定業種の売上高等	円	全体の売上高等	円																						
指定業種の減少率	% (実績見込み)																																		
全体の減少率	% (実績見込み)																																		
指定業種の見込み売上高等	円																																		
全体の見込み売上高等	円																																		
指定業種の売上高等	円																																		
全体の売上高等	円																																		

越産第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

経営安定関連保証 4 号の様式例集（令和 6 年 1 2 月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

通常の様式例		様式第 4－①
創業者等の様式例		
	災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合	様式第 4－②
	災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合	様式第 4－③

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、_____の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 災害等の発生における最近1か月間の売上高等

(年 月) _____ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

(年 月) _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、_____の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 災害等の発生後における最近1か月間の売上高等

(年 月) _____ 円

B : 災害等の発生直前3か月間における月平均売上高等

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

D : 災害等の発生直前3か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

- ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、_____の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績)

 $\frac{B-A}{B}$ $\times 100$

A : 災害等の発生後における最近1か月間の売上高等

(年 月)

円

B : 災害等の発生直後3か月間の月平均売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ % (実績見込み)

 $\frac{D-(A+C)}{D}$ $\times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円

D : 災害等の発生直後3か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

- ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

経営安定関連保証 5 号の様式例集（令和 6 年 1 2 月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

通常の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（イ）－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（イ）－②
創業者の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（イ）－③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（イ）－④
原油高の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（ロ）－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（ロ）－②
利益率の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（ハ）－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（ハ）－②

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ①

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-①) 年 月 日 越前市長 殿 申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、<u> </u>が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。 (表) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※表には営んでいる事業が属する業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載 (当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 2 売上高等 $\frac{B - A}{B} \times 100$ A : 申込時点における最近 3 か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) <u> </u> 円 B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) <u> </u> 円 減少率 <u> </u> % (留意事項) ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。								

越産第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名) _____

(表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高)

業種 (※ 1)	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
(※ 2)	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※ 1：業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※ 2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表 2：最近 3 か月間の売上高【A】)

企業全体の最近 3 か月間の売上高	円
-------------------	---

(表 3：最近 3 か月間の前年同期の売上高【B】)

企業全体の最近 3 か月間の前年同期の売上高	円
------------------------	---

(最近 3 か月間の企業全体の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 \quad \text{円} - 【A】 \quad \text{円}}{【B】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②） 年 月 日 越前市長 殿 申請者 住 所 氏 名（名称及び代表者の氏名） 私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、<u> </u>が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。 （表） <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 <u> </u> 年 月 日 2 売上高等 <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> $\frac{B-A}{B} \times 100$ </td> <td style="text-align: right;"> 指定業種の減少率 <u> </u> % 全体の減少率 <u> </u> % </td> </tr> </table> 最近3か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 <u> </u> % A：申込時点における最近3か月間の売上高等（<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> ～ <u> </u> 年 <u> </u> 月） <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">指定業種の売上高等 <u> </u> 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">全体の売上高等 <u> </u> 円</td> </tr> </table> B：Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等（<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> ～ <u> </u> 年 <u> </u> 月） <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">指定業種の売上高等 <u> </u> 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">全体の売上高等 <u> </u> 円</td> </tr> </table> （留意事項） ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。									$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率 <u> </u> % 全体の減少率 <u> </u> %	指定業種の売上高等 <u> </u> 円	全体の売上高等 <u> </u> 円	指定業種の売上高等 <u> </u> 円	全体の売上高等 <u> </u> 円
$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率 <u> </u> % 全体の減少率 <u> </u> %													
指定業種の売上高等 <u> </u> 円														
全体の売上高等 <u> </u> 円														
指定業種の売上高等 <u> </u> 円														
全体の売上高等 <u> </u> 円														

越産第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

（注）信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名)

(表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高)

当社の指定業種は

業種 (※)	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表 2：最近 3 か月間における企業全体の売上高に占める指定業種の売上高の割合)

企業全体の最近 3 か月間の売上高【a】	円
指定業種の最近 3 か月間の売上高【b】	円
【b】 / 【a】 × 100	%

(表 3：最近 3 か月間の売上高)

指定業種の最近 3 か月間の売上高【A】	円
企業全体の最近 3 か月間の売上高【A'】	円

(表 4：最近 3 か月間の前年同期の売上高)

指定業種の最近 3 か月間の前年同期の売上高【B】	円
企業全体の最近 3 か月間の前年同期の売上高【B'】	円

(1) 最近 3 か月間の指定業種の売上高の減少率

$$\frac{【B】 - 【A】}{【B】} \times 100 = \quad \%$$

(2) 最近 3 か月間の企業全体の売上高の減少率

$$\frac{【B'】 - 【A'】}{【B'】} \times 100 = \quad \%$$

(注) 認定申請にあたっては、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ③

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-③) 年 月 日 越前市長 殿 申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、_____が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。 (表) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※表には営んでいる事業が属する業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載 (当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日 2 売上高等 _____ 円 減少率 _____ % (実績) $\frac{B - A}{B} \times 100$ A : 申込時点における最近 1 か月間の売上高等 _____ 円 (年 月) B : A の直前 3 か月間の月平均売上高等 _____ 円 (年 月 ~ 年 月) (留意事項) ① 本様式は、業歴 1 年 3 か月未満の場合に使用する。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。								

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名) _____

(表 1：事業が属する業種毎の創業後からの売上高)

(令和 年 月～令和 年 月)

業種 (※ 1)	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
(※ 2)	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※ 1：業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※ 2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表 2：最近 1 か月間の売上高【A】)

企業全体の最近 1 か月間の売上高	円
-------------------	---

(表 3：【A】の直前 3 か月間の平均売上高【B】)

【A】の直前 3 か月間の平均売上高	円
--------------------	---

(企業全体の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ④

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-④) 年 月 日 越前市長 殿 申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、_____が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。 (表) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日 2 売上高等 <table border="0"> <tr> <td>$\frac{B-A}{B} \times 100$</td> <td>指定業種の減少率 _____ %</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体の減少率 _____ %</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最近 1 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 _____ %</td> </tr> </table> A : 申込時点における最近 1 か月間の売上高等 (年 月) <table border="0"> <tr> <td></td> <td>指定業種の売上高等 _____ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体の売上高等 _____ 円</td> </tr> </table> B : A の直前 3 か月間の月平均売上高等 (年 月 ~ 年 月) <table border="0"> <tr> <td></td> <td>指定業種の月平均売上高等 _____ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体の月平均売上高等 _____ 円</td> </tr> </table> (留意事項) ① 本様式は、業歴 1 年 3 か月未満の場合に使用する。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。									$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率 _____ %		全体の減少率 _____ %	最近 1 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 _____ %			指定業種の売上高等 _____ 円		全体の売上高等 _____ 円		指定業種の月平均売上高等 _____ 円		全体の月平均売上高等 _____ 円
$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率 _____ %																					
	全体の減少率 _____ %																					
最近 1 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 _____ %																						
	指定業種の売上高等 _____ 円																					
	全体の売上高等 _____ 円																					
	指定業種の月平均売上高等 _____ 円																					
	全体の月平均売上高等 _____ 円																					

越産第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名)

(表 1：事業が属する業種毎の創業後からの売上高)

(令和 年 月～令和 年 月)

当社の指定業種は

業種 (※)	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表 2：最近 1 か月間における企業全体の売上高に占める指定業種の売上高の割合)

企業全体の最近 1 か月間の売上高【a】	円
指定業種の最近 1 か月間の売上高【b】	円
【b】 / 【a】 × 100	%

(表 3：最近 1 か月間の売上高)

指定業種の最近 1 か月間の売上高【A】	円
企業全体の最近 1 か月間の売上高【A'】	円

(表 4：【A】の直前 3 か月間の平均売上高)

【A】の直前 3 か月間の平均売上高【B】	円
【A'】の直前 3 か月間の平均売上高【B'】	円

(1) 指定業種の売上高の減少率

$$\frac{【B】 \text{ 円} - 【A】 \text{ 円}}{【B】 \text{ 円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(2) 企業全体の売上高の減少率

$$\frac{【B'】 \text{ 円} - 【A'】 \text{ 円}}{【B'】 \text{ 円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(注) 認定申請にあたっては、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第5－（ロ）－①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ－①）

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

事業開始年月日

年 月 日

①原油等の仕入単価の上昇

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価（ 年 月）

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価（ 年 月）

上昇率 %
円
円

②原油等が売上原価に占める割合

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C：最近1か月の売上原価（ 年 月）

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入額

依存率 %
円
円

③製品等価格への転嫁の状況

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A：最近3か月間の原油等の仕入額

（ 年 月 ～ 年 月）

a：Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入額

（ 年 月 ～ 年 月）

B：最近3か月間の売上高

（ 年 月 ～ 年 月）

b：Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

（ 年 月 ～ 年 月）

P =
円
円
円
円

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

（注）信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名)

(表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高)

業種 (※ 1)	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
(※ 2)		
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※ 1：業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※ 2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表 2：企業全体に係る原油等の最近 1 か月間の仕入単価の上昇)

	原油等の最近 1 か月間の 平均仕入単価	原油等の前年同月の 平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
企業全体	円【E】	円【e】	%

(表 3：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最近 1 か月間の 売上原価	最近 1 か月間の売上原 価に対応する原油等の 仕入価格	売上原価に占める原油等 の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
企業全体	円【C】	円【S】	%

(表 4：企業全体の製品等価格への転嫁の状況)

	最近 3 か月間 の原油等の 仕入価格	最近 3 か月間 の売上高	(A/B)	前年同期の 原油等の 仕入価格	前年同期の 売上高	(a/b)	(A/B) － (a/b) ＝ P
企業 全体	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		

(注) 申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第5－（ロ）－②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ－②）

年 月 日

越前市長 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

事業開始年月日 年 月 日

① 原油等の仕入単価の上昇（注2）

$\frac{E}{e} \times 100 - 100$ 指定業種に係る上昇率 %

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 指定業種に係る平均仕入単価 円
（ 年 月 ）

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 指定業種に係る平均仕入単価 円
（ 年 月 ）

② 原油等が売上原価に占める割合（注2）

$\frac{S}{C} \times 100$ 指定業種に係る依存率 %
全体に係る依存率 %

最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合 %

C：最近1か月の売上原価 指定業種に係る売上原価 円
（ 年 月 ） 全体にかかる売上原価 円

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入額 指定業種に係る仕入額 円
全体に係る仕入額 円

③ 製品等価格への転嫁の状況（注3）

$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$ 指定業種に係る転嫁の状況 P =
全体に係る転嫁の状況 P =

A：最近3か月間の原油等の仕入額 指定業種に係る仕入額 円
（ 年 月 ～ 年 月 ） 全体に係る仕入額 円

a：Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入額 指定業種に係る仕入額 円
（ 年 月 ～ 年 月 ） 全体に係る仕入額 円

B：最近3か月間の売上高 指定業種に係る売上高 円
（ 年 月 ～ 年 月 ） 全体に係る売上高 円

b：Bの期間に対応する前年3か月間の売上高 指定業種に係る売上高 円
（ 年 月 ～ 年 月 ） 全体に係る売上高 円

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

（注）信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで
（認定申請書ロ－②の添付書類）

申請者名：（名称及び代表者の氏名）

（表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高）

当社の指定業種は

業種（※）	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※：業種欄には日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

（表 2：最近 1 か月間における企業全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合）

企業全体の最近 1 か月間の売上原価【a】	円
指定業種の最近 1 か月間の売上原価【b】	円
【b】 / 【a】 × 100	%

（表 3：指定業種に係る原油等の最近 1 か月間の仕入単価の上昇）

	原油等の最近 1 か月間の 平均仕入単価	原油等の前年同月 の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 (E/ e × 100 - 100)
指定業種	円【E】	円【e】	%

（表 4：指定業種及び企業全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合）

	最近 1 か月間の 売上原価	最近 1 か月間の売上原 価に対応する原油等の 仕入価格	売上原価に占める原油 等の仕入価格の割合 (S/C × 100)
指定業種	円【C】	円【S】	%
企業全体	円【C】	円【S】	%

（表 5：指定業種及び企業全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況）

	最近 3 か月間 の原油等の 仕入価格	最近 3 か月間 の売上高	(A/B)	前年同期の 原油等の 仕入価格	前年同期の 売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
指定 業種	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		
企業 全体	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		

（注）認定申請にあたっては、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、試算表、売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第5－（ハ）－①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ハ－①）

年 月 日

越前市長 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、_____の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 月平均売上高営業利益率

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 _____ %

A：申込時点における最近3か月間の月平均売上高営業利益率
（ 年 月 ～ 年 月） _____ %

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高営業利益率
（ 年 月 ～ 年 月） _____ %

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

（注）信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名)

(表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高)

業種(※1)	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
(※2)		
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※1：業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表2：最近3か月間の月平均売上高営業利益率【A】)

企業全体の最近3か月間の月平均売上高営業利益率	%
-------------------------	---

(表3：最近3か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率【B】)

企業全体の最近3か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率	%
------------------------------	---

(最近3か月間の企業全体の月平均売上高営業利益率の減少率)

$$\frac{【B】\% - 【A】\%}{【B】\%} \times 100 = \quad \%$$

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、上記の売上高が分かる書類等(例えば、試算表や売上台帳など)の提出が必要。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (ハ) - ②

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (ハ-②)																			
		年 月 日																	
越前市長 殿																			
		申請者																	
		住 所																	
		氏 名 (名称及び代表者の氏名)																	
私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、_____の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。 (表) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																			
※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。 記 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日 2 月平均売上高営業利益率 <table border="0"> <tr> <td>$\frac{B-A}{B} \times 100$</td> <td>指定業種の減少率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体の減少率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>最近 3 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合</td> <td></td> <td>%</td> </tr> </table> A : 申込時点における最近 3 か月間の月平均売上高営業利益率 (年 月 ~ 年 月) <table border="0"> <tr> <td>指定業種の月平均売上高営業利益率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>全体の月平均売上高営業利益率</td> <td>%</td> </tr> </table> B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の月平均売上高営業利益率 (年 月 ~ 年 月) <table border="0"> <tr> <td>指定業種の月平均売上高営業利益率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>全体の月平均売上高営業利益率</td> <td>%</td> </tr> </table> (留意事項) ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。			$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率	%		全体の減少率	%	最近 3 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合		%	指定業種の月平均売上高営業利益率	%	全体の月平均売上高営業利益率	%	指定業種の月平均売上高営業利益率	%	全体の月平均売上高営業利益率	%
$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率	%																	
	全体の減少率	%																	
最近 3 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合		%																	
指定業種の月平均売上高営業利益率	%																		
全体の月平均売上高営業利益率	%																		
指定業種の月平均売上高営業利益率	%																		
全体の月平均売上高営業利益率	%																		

越産第 年 月 日 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

申請者名： (名称及び代表者の氏名)

(表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高)

当社の指定業種は

業種 (※)	最近 1 年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表 2：最近 3 か月間における企業全体の売上高に占める指定業種の売上高の割合)

企業全体の最近 3 か月間の売上高【a】	円
指定業種の最近 3 か月間の売上高【b】	円
【b】 / 【a】 × 100	%

(表 3：最近 3 か月間の月平均売上高営業利益率)

指定業種の最近 3 か月間の月平均売上高営業利益率【A】	%
企業全体の最近 3 か月間の月平均売上高営業利益率【A'】	%

(表 4：最近 3 か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率)

指定業種の最近 3 か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率【B】	%
企業全体の最近 3 か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率【B'】	%

(1) 最近 3 か月間の指定業種の月平均売上高営業利益率の減少率

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(2) 最近 3 か月間の企業全体の月平均売上高営業利益率の減少率

$$\frac{【B'】 \text{円} - 【A'】 \text{円}}{【B'】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(注) 認定申請にあたっては、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

様式第 6

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第
6 号の規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、_____が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

_____に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの_____に

対する借入額

円

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 7

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の
規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、_____が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、_____からの借入金残高の占める割合
_____ % (A / B)

A 年 月 日の_____からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2 _____からの借入金残高の減少率 _____ % ((D-C) / D × 100)

C 年 月 日の〇〇〇〇からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日 (C の前年同期を記入のこと) の〇〇〇〇からの借入金残高
_____ 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____ % ((F-E) / F × 100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日 (E の前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高
_____ 円

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 _____ 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 8

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の

規定による認定申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、下記のとおり、 が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 2 号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添 1 のとおり。

2 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添 2 のとおり。

 % (A / B)

A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円

B 年 月 日 (A の前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 円

3 当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添 3 のとおり。

4 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添 4 のとおり。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

越産第 年 月 日 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

越前市長

(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

(参考)融資関連ホームページURL一覧

福井県信用保証協会	http://www.cgc-fukui.or.jp/
中小企業庁 (金融支援施策情報)	http://www.chusho.meti.go.jp/ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html
越前市	http://www.city.echizen.lg.jp

中小企業者向け「越前市」制度融資 要綱・様式集
－令和7年度－

令和7年4月発行

お問い合わせ先

越前市産業政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目 13-7

電 話 0778-22-3047

FAX 0778-22-5167

E-Mail: syokou@city.echizen.lg.jp
